

【墓地等経営（変更）計画協議書チェックリスト】

※本申請予定日の120日前までに提出

チェック	No.	書類名	備考
	1	墓地等の設置等の必要性を具体的に示す書類	
	2	墓地等の設置場所の選定理由書及び規模等の根拠を示す書類	
	3	墓地等の用地の取得、造成等に関する計画書	
	4	計画者が法人（地方公共団体を除く。）の場合 当該法人の定款又は規則の写し及び登記事項証明書並びに墓地等の設置等に係る意思決定をした旨を証する書類	
	5	墓地等の経営管理のための組織体制、維持管理方法、利用方法等に関する経営計画書	
	6	資金計画書	
	7	市長が指定する年度の貸借対照表及び収支計算書	
	8	墓地等の管理規程の案	
	9	墓地等の周囲300メートル以内の区域の状況を明らかにした2, 500分の1以上の縮尺の見取図	
	10	墓地等を設置する場所を示した都市計画図	
	11	施設の配置図、建物の各階層の平面図及び立面図並びに墳墓、緑地、通路等の設計図、納骨装置の設計図又は火葬炉の設計図	
	12	墓地等の敷地に係る登記事項証明書、地積測量図及び公図の写し	
	13	その他市長が必要と認める書類	
	14	（変更許可に係る場合） 上記の書類のうち市長が指定するもの	
	15	標識設置届出書（様式第3号） （添付書類） （1）標識を設置した場所が明記された図面 （2）標識の設置状況及び記載内容を写した写真	

【 経 営 許 可 等 の 申 請 の 添 付 書 類 】

施行規則第3条第2項に規定する書類は、次によること。

- (1) 第1号に規定する墓地等の設置等の必要性を具体的に示す書類は、次によること。
 - ア 設置計画に至る経緯及び必要とする理由
 - イ 地域別檀信教徒数
 - ウ 既存墓地の規模、残存区画及び新規年間利用者実績
- (2) 第2号に規定する墓地等の設置場所の選定理由書及び規模等の根拠を示す書類は、次によること。
 - ア 設置場所の選定理由
 - イ 設置計画の規模
 - ウ 設置計画の規模を必要とする積算根拠
- (3) 第3号墓地等の用地の取得、造成等に関する計画書は、次によること。
 - ア 墓地予定地が農地法等の理由から本登記できない場合は、仮登記済みの登記事証明書又は売渡し承諾書（印鑑証明を要す。）
 - イ 造成、施設整備等の工事費用の見積書
 - ウ 切り土、盛土及び土壌、土砂の搬入出等の計画書。ただし、土地の地形変更を行わない場合は不用。
- (4) 第4号に規定する法人規則等は、次によること。
 - ア 財団法人にあっては、寄附行為の写し、宗教法人にあっては、知事又は大臣の押印がある規則の写しであること。
 - イ 登記事項を証明した書面は、事前協議書提出前60日以内に作成されたものであること。
 - ウ 意思決定をした旨を証する書類は、次によること。
 - (ア) 経緯に至った理由が明確に記載され、具体的な墓地の必要性を明示した議事録
 - (イ) 墓地の規模の決定の根拠及び設置場所を選定した理由を明らかにした書類
 - (ウ) 既にある墓地を引き継いで経営する場合は、墓地の使用者に対し説明、承諾等の手続きが取られたことを明らかにする書類
- (5) 第5号に規定する墓地の経営管理のための組織体制、維持管理方法等を明らかにした書類は、次によること。
 - ア 次の事項を規定した維持管理規則等であること
 - (ア) 檀信徒用の寺院墓地であるか、宗派を問わない霊園墓地であるかの区分
 - (イ) 管理者
 - (ウ) 墓地にあっては、使用者の権利取得、変更、承継及び消滅に関する事項
 - (エ) 使用料及び管理料に関する事項
 - イ 管理者、事務、会計及び施設維持責任者等の組織体制と職務範囲を具体的に記載した墓地等の経営に必要な事項を定めた管理運営計画 書
- (6) 第6号に規定する資金計画書は、用地取得、設計管理、施工等、墓地等の設置に要する費用及び借入金の返済等に充てる当初財源内訳が明示されているものであること。
- (7) 第7号に規定する貸借対照表及び収支計算書は、直近の2年間のものとし、収支計算書にあっては墓地等の経営に係る収入と支出が記載されているもの。
- (8) 第9号に規定する見取り図は、次によること。
 - (ア) 縮尺1/2, 500程度の都市計画図又はこれに準ずる縮尺の適正なものであること。
 - (イ) 周辺の住宅、学校、病院その他公共施設等の状況については、見取り図に直接記入すること。ただし、申請区域の住宅地図等をあわせ提出し、それにより周辺の住宅等の状況が明らかな場合は、この限りでない。
 - (ウ) 水道水源及び飲用に供している井戸の位置を記入すること。
 - (エ) 墓地の用地の境界から100メートルの範囲を線で示すこと。
 - (オ) 隣接地主及び近隣住民の住所及び氏名。ただし、名簿等の作製については本人の同意を得ること。
- (9) 第12号に規定する土地の登記事項を証明した書面は、墓地等経営（変更）計画協議書に添付する場合にあっては事前協議書提出の60日前、経営許可等の申請書に添付する場合にあっては申請日前90日以内に作成されたものであること。

ただし、事前協議で提出した時点において所有者が計画者の名義になっている場合にあっては、許可申請に添付する登記事項証明書は事前協議に添付した写しに代えることができる。